

平成28年度 事業計画（案）

I 基本方針

超高齢・少子社会の進展に伴い、地域社会や家庭の機能の変化、さらには経済情勢の厳しさなどから、社会的孤立の問題、経済困窮、虐待等権利擁護の問題など深刻な福祉課題・生活課題が山積しています。これまで社会保障や社会福祉制度は、様々な課題に対応すべく発展してきましたが、地域力（地縁）や家族力（血縁）におけるつながりが薄れ、社会的孤立、子どもの貧困などの新たな課題に十分対応しきれていない状況にあります。

そのような中、昨年4月「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の生活困窮者の自立を促進することを目的に、第2のセーフティネットとしての事業が始まりました。生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の経済的な自立のみならず、地域づくりの推進を目指す事業であり、今後、我が国における地域福祉施策の中心的な事業に位置づけられるものであります。

本会は、大牟田市より、生活困窮者自立支援事業における相談支援事業、住居確保給付金交付事業、学習支援事業、就労準備支援事業を受託し、地域組織をはじめ、様々な関係機関や企業・団体と連携し、生活困窮者の課題解決のための総合相談体制基盤を強化してきたところであります。

また、2025年問題を見据えた地域包括ケアシステム構築の実現のため、地域支援事業、特に生活支援事業にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えており、そのためには、様々な社会資源・地域資源を把握するとともに、人と人、人と制度、人と支援者などの資源を有機的に結び付けるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の存在が不可欠になります。本会では、昨年度から、生活支援コーディネーター設置事業を受託し、このCSWの育成に携わるとともに、地域での共助づくりの取組みの実践活動を支援してきました。

加えて多様化・深刻化する生活課題の解決に向けて社会福祉法人・施設と協働し、公益的な活動にも取り組んでいます。これは、昨年5月に「大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会」が設立され、地域においての制度の狭間である生活課題を社会福祉法人の協働体で、解決していこうというもので、すでに実践活動展開中でありま。

このように、社会福祉協議会（以下、「社協」という）が目指すべきものは、第3次大牟田市地域福祉計画・地域福祉実践計画（平成27年度～31年度）にも掲げているように、本会が地域住民の個別ニーズにしっかりと向き合い、地域に課題を投げかけ、地域住民とともに、様々な社会資源・地域資源の活用を図りながら、課題解決の仕組みづくりに努めていくことであると考えており、これから先の2025年の福祉社会を見据えて、時代に合った様々な福祉活動を展開していきます。

以上のことを踏まえ、平成28年度の重点施策を以下のとおり定めます。

【重点施策】

1. 生活困窮者の支援を推進します
2. すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステム
（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します
3. 制度の狭間となっている問題の解決を推進します

Ⅱ 重点施策

1. 生活困窮者の支援を推進します

近年、「高齢者の貧困」「ひとり親家庭の貧困」「子どもの貧困」など、構造的な課題を持ちながら、深刻化・潜在化してきています。また、規制緩和や経済の低迷の流れを受けて「派遣切り、雇用止め」が失業や住居喪失を生み出すなどの「新しい貧困」が顕在化し、人々の生活不安は一段と高まっています。

加えて、孤立死、自殺、ニート、ひきこもり、ゴミ屋敷といった問題や、高齢者・障がい者・児童虐待さらにはDV被害等についても年々増加の傾向にあります。振り込め詐欺等の消費者被害も依然として絶えず、年金や生活保護費等を狙った犯罪も社会問題となっています。

このように、本会では、地域において、様々な事由で生きづらさを抱えた人々にまつわる多様で複合化した課題を改善することができる存在にならなければならないと考えています。そのためには、本人の自己選択、自己決定を基本に、多様な支援プロセスに基づき、経済的な自立のみならず、日常的、社会的な生活自立に向けて、寄り添う支援を強化していくとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりに努めていきます。



2. すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステム

(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の構築を推進します

昨年4月より施行された改正介護保険法による新しい総合事業が順次進められています。新しい総合事業では「住民主体」の生活支援サービスが介護保険制度の中に位置づけられており、これまでの地域福祉活動の実績や今後の社協の存在意義が問われる重要な局面でもあります。

これまで、社協が進めてきた見守り・訪問活動やふれあいサロン活動、住民参加型在宅福祉サービス等の住民主体の地域福祉活動は、福祉のまちづくりの土台になるものであり、新たな総合事業のガイドラインにおいても、在宅生活の支援や高齢者自身の生きがい・介護予防等につながるとされています。

昨年度は、地域包括ケアシステム構築に向けて、大牟田市より委託を受け、生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援サービスの担い手の養成やニーズ調査、新たな社会資源の開発等を行う生活支援コーディネーターを設置しました。

今年度も昨年同様に、2025年へ向けた地域包括ケアシステムの構築の実現のための土壌づくりを行うとともに、生活支援コーディネーターがCSWとしての役割が果たせるように、育成強化に努めていきます。

3. 制度の狭間となっている問題の解決を推進します

公的なサービスの対象者ではないが支援が必要な人、判断能力が不十分な人、情報が届かない人、SOSが発信できない人など、何らかの事由で生活に不安を持つ人々はたくさん存在します。

社協が地域社会で果たす役割として、制度の狭間の問題、潜在化している問題などを発見し、地域住民や様々な地域資源・社会資源の活用を図り、解決に取り組んでいくことが重要だと考えます。

そのためには、現在、私たちの地域での暮らしに起こっていることに対し、常にアンテナを張り、現行の仕組み・制度では対応しきれない多様な生活課題に対して、地域におけるインフォーマル活動を活性化させなければなりません。

これからは、大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会活動のように、柔軟な発想で「新しい支え合い」の仕組みづくりや基盤づくりを行い、多職種・多分野協働により、制度の狭間となっている問題解決に努めていきます。



Ⅲ 事業計画

基本目標 1 つながりを育む人づくり

1. 支え合いのあるまちづくりの担い手を育成します。

(1) 福祉教育推進事業

福祉教育とは、「ふだん」の「暮らし」の「しあわせ」について考えることです。「自分のしあわせ」と「みんなのしあわせ」を共に考え、共に生きることができるよう、地域福祉を推進する福祉教育と子どもの豊かな成長を促す福祉教育を推進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 全世代型福祉教育プログラムの開発
- ② 小・中・高等学校等の福祉教育活動の支援

(2) ボランティアセンター機能充実事業

多様な主体が協働して地域の生活課題を解決できるよう、あらゆる人の社会参加を支援し、相談・調整・支援機能を充実するために、以下のことに取り組みます。

- ① ボランティア活動情報の収集・提供
- ② ボランティア活動の相談・調整
- ③ 各種ボランティア養成講座の実施
- ④ 登録ボランティアグループ・社協登録サロン等への支援
- ⑤ ボランティア活動保険加入の受付

基本目標 2 みんなで支え合う地域づくり

2. 人と人のつながりを深め地域の支え合い活動を推進します。

(1) 小地域ネットワーク活動推進事業

地域の中で孤立する人を出さないように、各校区の世帯数に応じて校区社会福祉協議会から推薦された方に福祉委員の委嘱を行い、民生委員・児童委員などとの連携のもと、高齢者や障がい者の方を対象に声かけ・見守り・訪問活動を推進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 福祉委員の改選・委嘱
- ② 福祉委員対象研修の実施
- ③ 地域の生活課題学習会の開催
- ④ 校区福祉座談会の開催協力
- ⑤ 地域包括支援センターとの連携



福祉委員による訪問の様子

(2) 地域組織活動促進事業

住民自らがそれぞれの地域の課題解決に向けて取り組めるよう、校区の実情に応じた支援を強化し、地域の福祉活動の推進役である校区社会福祉協議会の活動を促進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 校区社会福祉協議会との連携・協働
- ② 校区社会福祉協議会会長連絡協議会活動の支援
- ③ 大牟田市地域福祉大会～地域支え合い“絆”セミナー～の開催
- ④ 地域リーダー合同研修会の開催
- ⑤ 地域組織等との協働による校区別地域福祉計画策定の支援

(3) ふれあいサロン活動支援事業

気軽に、楽しく参加できる“地域の中の居場所”として市内全域で運営されています。誰でもサロンに自由に参加できるよう、地域の実情に応じた活動を支援するために、以下のことに取り組みます。

- ① レクリエーション用具の貸出
- ② サロン連絡会の開催
- ③ サロン活動助成金の交付



(4) 住民参加型福祉サービス提供体制充実事業

住民が自発的に参加する要援助者の個別支援を安定的・継続的に行えるよう、サービスの提供体制を充実するために、以下のことに取り組みます。

- ① おおむたキャロットサービス会員の登録・活動の調整
- ② おおむたキャロットサービス協力会員の養成講座・研修の実施

(5) 災害ボランティア活動環境整備事業

災害発生時に円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成
- ② 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(6) 生活支援コーディネーター事業（市受託事業）

誰もが在宅生活を安心して継続できるよう、地域包括ケアシステム構築に向けて、住民等による生活支援活動や生活支援サービスをより充実させるために、生活支援コーディネーターを配置し、以下のことに取り組みます。

- ① 生活支援活動・生活支援サービスの把握・開発
- ② 生活支援活動・生活支援サービスの関連団体で構成する協議体の運営
- ③ 生活支援活動・生活支援サービスの担い手の発掘・研修の実施
- ④ 地域包括支援センターに配置されているコーディネーターへの支援

(7) 共同募金等を活用した支え合い活動の推進事業

地域福祉推進の貴重な財源を確保できるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 福岡県共同募金会大牟田市支会との連携
- ② 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金からの助成

基本目標 3 生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

3. 専門機関や住民と連携・協力し生活課題の解決を促進します。

(1) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しており、人々の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要になっています。このような中、生活保護に至る前の段階の人を支援するために、以下のことに取り組みます。

- ① 自立相談支援事業
生活困窮者の相談を受け、相談者に合った支援計画の作成や他機関への同行など伴走型の支援を行います。
- ② 住居確保給付金事業
離職者で就労能力・意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象に家賃相当分の給付をするとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ③ 学習支援事業
低所得世帯や不登校の中学生等を対象に、市内3ヶ所において学習支援を行い、進学等の支援や悩みごとの相談を行います。
- ④ 就労準備支援事業
ひきこもりをはじめ社会的に孤立している人で、すぐに働くことが困難な生活困窮者を対象に、生活習慣の改善やコミュニケーション訓練等を行い、就職活動ができるよう支援します。

(2) 大牟田市成年後見センター運営事業（市受託事業）

地域でその人らしく安心して暮らせるよう、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方々の権利を擁護し支援するための成年後見制度の利用促進を図るとともに、以下のことに取り組みます。

- ① 成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談・助言及び対応
- ② 市民後見人の養成、登録
- ③ 市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援
- ④ 成年後見制度や権利擁護に関する啓発
- ⑤ 成年後見センター運営管理委員会・受任検討委員会の設置及び開催

(3) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、利用者との契約に基づき、生活費の管理や福祉サービス利用に関する相談を受ける等、日常の生活支援を行います。また、援助を行う生活支援員の養成及び研修を実施します。

(4) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して、生業、住宅、災害、福祉、療養介護、修学、緊急小口、離職者等の各種資金の貸付相談を受けるとともに、民生委員の協力のもと、借受世帯の経済的自立に向けた支援を行います。

(5) 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会への参加・連携・協働

地域の福祉ニーズに応えるような公益活動を全市的に行うことを目的として以下のことに取り組む協議会へ参加し、事務局機能を担うとともに、協議会と連携・協働しながら制度の狭間となっている問題の解決を推進します。

- ① 各法人による地域公益活動の発信
- ② 制度の狭間にある福祉課題の解決
- ③ 社会福祉法人の経営研修の実施

(6) 大牟田市居住支援協議会への参加・連携・協働

住宅確保要配慮者が住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、以下のことに取り組む協議会（大牟田住みよかネット）に参加し、事務局機能を担うとともに、協議会と連携・協働しながら生活課題の解決を推進します。

- ① 相談・支援体制の充実
- ② 定期的な相談会の実施・住まいに関するセミナーの開催
- ③ 住情報システム（住まいナビ「住みよかネット」）の活用

(7) 知的障がい児・者医療支援プロジェクトへの参加

知的障がい児・者が円滑に医療受診できるよう、医療・教育・福祉関係者・当事者家族で構成するプロジェクトに参加し、事務局機能を担うとともに、医師会等の関係機関と連携しながら受診体制・環境の整備を推進します。

(8) 各種相談事業

- ① 行政書士による法務相談（毎月第3水曜日）
法的な解決や高度な対処法を必要とする悩み等に専門的なアドバイスを行い、問題解決の糸口を見出すための法務相談を実施します。
- ② 福祉サービス苦情解決相談
在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合は第三者委員会を活用しながら、その解決を図ります。

4. 子育てを支援します。

(1) くぬぎ保育所の運営

保育方針である「自然の中で心と体を使って、思いきり遊ぶこども」に基づき、障がい児との統合保育、食育の推進、多世代交流などの事業を行います。食育の推進においては、みそ作り、田植え、稲刈り等、「食」に関心が持てるような活動を引き続き取り入れ、経験を通して「食」の大切さを園児たちに伝えていきます。また新園舎完成に伴い、より一層充実した子育て支援の拠点づくりに重点を置くために、多世代交流の充実や未就園児を対象とした「どんぐりクラブ」の開催や育児相談を積極的に受けていきます。



(2) 放課後児童健全育成事業等の実施（市受託事業）

学童保育所運営（三池・高取・中友・白川・大牟田）

昼間、児童の養育ができない家庭などの児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、各学童保育所においては、地域組織等と連携し様々な世代間交流事業を実施します。



(3) 大牟田市ファミリー・サポート・センター事業運営（市受託事業）

子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と子育ての手助けができる方（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整、協力会員養成講座の開催、また様々な機会を通じて子育て世代や住民への広報活動等を行い、事業の周知に努めます。

5. いつまでも元気に暮らすために在宅生活を支援します。

(1) 介護保険事業の運営

訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、居宅介護支援（ケアプランの作成）の3事業を実施し、要支援、要介護者の在宅生活を支援します。

(2) 小規模デイサービス「ふれあい処えている」の運営

利用者に対して、通所介護事業はもとより、地域住民、保育所等との世代間交流等を行います。また、状況に応じて、制度の狭間のサービスを提供し、セーフティネットとしての事業も展開していきます。



(3) 障がい者福祉サービス事業の運営

障害程度区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、相談支援事業所が策定するサービス利用計画書に沿った居宅介護（ホームヘルパー派遣）・同行援護（ガイドヘルパー派遣）・訪問入浴（入浴車による訪問入浴）の事業を実施し、在宅生活を支援します。

(4) 介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

市内に6カ所設置されている地域包括支援センターのひとつである中央地区地域包括支援センターのサブセンターとして、主に上官、平原校区を担当し、介護に関する各種の相談や介護認定で要支援1・2に認定された高齢者、及び要支援になる可能性のある高齢者への介護予防ケアプランの作成等を行い、在宅生活を支援します。また、介護予防事業の効果を高めるため、各種専門職と連携しながら、日常生活総合事業や介護予防の普及・啓発のため地域での広報や体験教室を開催します。

(5) 在宅介護者の会の活動の支援

在宅介護者が、お互いに交流を深め、介護にかかる問題・課題等を語り合い、解決していくための「在宅介護者の会」の活動を支援します。

(6) 車いす貸与事業

在宅の高齢者、障がい者に対して、車いすを貸与することにより介護者の負担軽減を図ります。

6. 地域福祉の推進役を果たすために市社協の基盤を強化します。

(1) 職員の資質の向上と人財育成

社協職員が地域福祉を推進していけるよう、必要な技能・技術を向上させるために、以下のことに取り組みます。

- ① 職員研修体系の確立
- ② 課題別研修の実施

(2) ファンドレイジングの推進

より多くの方に、地域の福祉課題についての理解や社協の取組みへの共感を得て、課題解決に寄付という形で参加できる機会を提供します。

- ① 大牟田善意銀行の周知強化
善意銀行に寄せられる寄付金は、地域福祉を推進していくための最も重要な財源であるため、企業・市民にその役割や用途を広くお伝えしながら、寄付という方法での課題解決への参加を募っていきます。
- ② 賛助会員制度の普及
社協事業を市民の参加・協力・支持によって進めるために、本会の役割や事業について理解や共感を得ることができるよう様々な機会を通じて広く広報活動を行い、賛助会員制度の普及を図ります。また、会員対象に毎月1回社協事務局通信「きらり」を発行します。

(3) 広報の強化

地域社会の福祉課題を解決する活動への参加を促進するために、福祉課題を住民一人ひとりが把握し、福祉課題に対する理解と関心を高めることができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 社協福祉広報紙「きらり」の発行（全世帯対象、年4回発行）
- ② 社協事務局通信「きらり」の発行（賛助会員等対象、月1回発行）
- ③ 社協活動啓発用パンフレットの発行
- ④ 社協公式ホームページによる情報発信

(4) 福祉活動拠点の充実

- ① 総合福祉センターの安定的かつ健全な自主運営のため、経費削減はもとより、市民に対して当センターを周知啓発し、利用増進に努める。
- ② 年2回センター利用者の安全を図ることを目的に、総合消防訓練を実施する。



総合消防訓練の様子

(5) 市立病院ホスピタルローソンの運営

財源確保に向け収益事業としてホスピタルローソンを運営します。安定的な増収を目指すため売り場の徹底管理を行い、商品の充実を図り販売促進につなげます。また、恒常的な来店者を増加させるために「ポイント」の利用促進に取り組みリピーターを増やしていきます。その他、イベント時の販売促進や獲得物の販売拡大に向け積極的に予約販売等に取り組みます。



ホスピタルローソン店の様子